

No.	質 問	回 答
1	HACCP義務化の対象は営業許可を受けている企業、個人すべてなのか？	HACCPの制度化においては、原則として、営業許可の有無に係わらず、また、企業であるか個人であるかに係わらず、すべての食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなります。
2	義務化はすべての対象者が同じレベルのHACCPを求められるのか？	食品等事業者にはコーデックスHACCPの7原則に基づく「HACCPに基づく衛生管理（基準A）」が求められますが、小規模事業者その他の政令で定める事業者にあつては、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理（基準B）」への取組が求められることとなります。
3	基準Aと基準Bの線引きはどこか？	<p>「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理（基準B）」の対象となる事業者については、その要件を今後示す政令で定めることとされています。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小規模な製造・加工業者 ② 当該店舗で小売販売のみを目的とした菓子や豆腐などを製造・加工する業者 ③ 提供する食品の種類が多く、変更が頻繁な飲食店等の業種 ④ 低温保存が必要な包装食品の販売等一般衛生管理のみの対応で管理が可能な業種 <p>などが想定されています。</p>
4	HACCPの相談先は営業許可を統括する保健所でのいいのか？	HACCPに関する問合せや相談は管轄の保健所で対応しています。
5	保健所からは導入が完結するまで指導を受けることができるのか？ また、費用は生じるのか？	保健所では各事業者の導入開始から導入後の運用まで、各段階に応じた助言・指導等を行っています。助言・指導等に関する費用はかかりません。

No.	質 問	回 答
6	保健所からの指導はソフト面だけでなく、ハード面でも受けるのか？	HACCPは衛生管理方法の基準ですので、食品営業許可の施設基準を満たしているのであれば、導入において施設設備等の整備を求めるものではありません。
7	相談開始から導入完了までどれくらいの期間が考えられるか？	各事業者の業種や規模によって異なりますが、早期に導入するためには各種研修会の受講や関係団体等による手引書の活用が効果的です。 なお、平成30年6月に改正された食品衛生法においては、3年間程度の準備期間が設けられています。
8	保健所はすべての相談者に対応するのか？また、いつから相談を受け付けるのか？	保健所では既に事業者からのHACCP相談に対応しています。 なお、基本的にすべての相談者に対応することとしていますが、その他の食品衛生関係業務の都合により、希望の日時で対応できない場合があります。
9	HACCP導入に関する相談について、他団体（コンサルタント）を紹介することもあるのか？その場合費用は生じるのか？	県では、青森県HACCP推進連絡会議に参加しているコンサルタント事業者のうち、県内においてHACCP導入に係るコンサルティングを受け付けている事業者を県のホームページ「青森県HACCP推進ポータルサイト」において紹介しています。 なお、費用については各コンサルタント事業者に御確認願います。
10	基準Aと合致する青森県の認証制度の創設はあるのか？	国では、HACCPの制度化は認証等を必要とするものではないとしており、制度化に際して、県として新たな認証制度を創設する考えはありませんが、事業所においてHACCPが実施されていることを証明する書面を交付することを検討しています。